

八王子市交通空白地域交通事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が、交通空白地域において運営委員会が行う地域交通事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通空白地域 鉄道駅から概ね700m以遠かつバス停留所から概ね300m以遠である地域をいう。
- (2) 運営委員会 市内の一定地域において住民(概ね10世帯以上)が自主的、かつ、民主的に組織し、運営している団体で、当該地域の住民すべてが利用できる地域交通事業を行う団体をいう。
- (3) 地域交通事業 バス、タクシー等で交通空白地域と近隣の鉄道駅又は路線バスの乗継拠点等を結ぶ交通機関を運営する事業をいう。
- (4) 山間地域 上川町、美山町、小津町、上恩方町、裏高尾町、南浅川町を含む地域をいう。
- (5) 運賃 地域交通事業のうち、乗合事業において各利用者が運行事業者に支払う対価をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、運営委員会が運営主体となって実施し、八王子市地域公共交通活性化協議会の承認を受けた地域交通事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象は、次のいずれかに該当する地域における運営委員会(以下「補助事業者」という。)とする。

- (1) 山間地域内における交通空白地域であること。
- (2) 前号の地域以外で、交通空白地域又は路線バス等の廃止により交通空白地域となることが予定されている地域であること。

(補助対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる経費は、地域交通事業に要する費用の総額から国庫補助金、東京都補助金、寄付金、預金利息を控除（第4条第2号に該当する地域で路線バスと経路が重なる区間にあつては、別表1に定める当該区間の運行距離割合相当額も控除）した額とする。

ただし、国庫補助金、東京都補助金、寄付金、預金利息並びに、運賃収入及び広告収入が、地域交通事業に要する費用の総額の2分の1を超えた場合は、地域交通事業に要する費用の総額の2分の1の額から、2分の1を超えた額を控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。
- (2) 第4条第1号に該当する地域において、市立小学校又は市立中学校への徒歩通学（通学距離は、概ね2キロメートル以上とする。）が困難な場合に、学齢児童・生徒がこの要綱で定める補助事業に該当する地域交通事業を通学に利用する場合は、別表2に定める額で、予算の範囲内で市長が定める額を加算する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、補助事業ごとに、第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知する。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、第6条の規定により算出する額（各号1千円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。
- 4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、概ね30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに第3号様式による補助事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ第4号様式による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、申請の内容が適正と認めるときは、第5号様式による変更等承認書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、必要な書類を添えて、1月以内に第6号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めたときは、報告期限を事業完了から6週間まで延期することができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第7号様式により補助事業者に通知する。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第6条の規定により算出する額(各号1千円未満の端数は切り捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第 14 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第 8 号様式による補助金請求書又は第 9 号様式による補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、第 10 号様式による補助金精算書を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、第 13 条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(検査)

第 18 条 補助事業者は、市長が八王子市職員をして補助事業の運営及び経理等の状況

について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(状況報告)

第 19 条 運営委員会は、地域交通事業の運行状況について、次の各号の区分に従い、第 11 号様式による地域交通事業運行状況報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の全期間のとき 当該年度末まで
- (2) 当該年度の一部期間のとき 運行期間の最終月末まで
- (3) その他市長が必要と認めるとき 市長が定める日まで

(事故報告)

第 20 条 運営委員会は、地域交通事業運行中に事故が発生した場合、速やかに第 12 号様式による地域交通事業事故報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の見直し)

第 21 条 当該補助事業については、「補助金制度見直し方針 平成 31 年（2019 年）2 月」に基づき、補助の目的達成度の観点から評価及び見直しを行うものとする。

(その他)

第 22 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 11 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

| 路線バスと経路が重なる区間がある場合の補助対象経費の計算例 | |
|---|---|
| <p> 鉄道駅(BS1) 住宅地 スーパー (BS2) (BS3) (BS4) (BS5) </p> <p> 地域交通ルート 路線バスルート 地域交通停留所 路線バス停留所(BS) 重なる区間 </p> | |
| 事業全体の運行距離 (A) を算出 | (A) 7.4 km (小数点第 2 位以下切捨て) 住宅地→スーパー→鉄道駅→住宅地 |
| 事業全体のうち路線バスと重なる区間の運行距離 (B) を算出 (重なる区間における実際の乗車を想定したバス停留所を基準とした距離) | (B) 2.3 km (小数点第 2 位以下切捨て) BS2→BS1 及び、BS1→BS4 の合計 |
| 重なる区間の運行距離割合 (B/A) を算出し、地域交通事業に要する費用の総額から国庫補助金、東京都補助金、寄付金、預金利息を控除した額 (C) に乗じる。 | (B/A) 0.31 (小数点第 3 位以下切捨て) 補助対象経費 = (C) × 0.31 (小数点以下切捨て) |

別表 2 (第 6 条第 2 号関係)

| | |
|--|---|
| <p>市立小学校又は市立中学校へ通学する学齢児童・生徒が利用する場合の加算額</p> | |
| <p>補助対象経費の 2 分の 1 の額に、当該学齢児童・生徒の利用便（以下「スクールバス便」という。）数に相当する率及びスクールバス便運行日数に相当する率を乗じた額とする。</p> <p>なお、計算式は以下のとおりとする。</p> | |
| $\text{加算額} = \text{補助対象経費} \div 2 \times \frac{\text{スクールバス便数}}{\text{全運行便数}} \times \frac{\text{スクールバス便運行日数}}{\text{全運行日数}}$ | |
| <p>備 考</p> | <p>・スクールバス便とは、学齢児童・生徒が市立小学校及び中学校へ通学のために利用するものをいう。</p> |